

戸別所得補償制度推進本部

本部長	大臣
副本部長	郡司副大臣
本部長補佐	佐々木大臣政務官 舟山大臣政務官

制度推進チーム

チーム長	山田副大臣
チーム長代理	事務次官

副チーム長(総括)	総括審議官
副チーム長	総合食料局食糧部長
副チーム長	経営局審議官
副チーム長	生産局審議官

主査	総合食料局食糧部計画課長
主査	経営局経営政策課長
主査	生産局農業生産支援課長

事務局(専任11名)

課長クラス	1名	+ 兼任 4名程度
室長・調査官クラス	2名	
補佐クラス	4名	
係長クラス	4名	

この他、推進本部には、官房長、関係局長が参画。

戸別所得補償制度推進本部の設置について

1 趣旨

戸別所得補償制度の具体化に向けた検討を行うため、農林水産大臣、副大臣、大臣政務官の政務三役会議の下に、具体的な制度設計の検討を行う「戸別所得補償制度推進本部」(以下「推進本部」という。)を設置する。

2 推進本部の構成

(1) 推進本部の構成は、次のとおりとし、本部の下に制度推進チームを置く。

本部長	大臣
副本部長	郡司副大臣
本部長補佐	佐々木大臣政務官 舟山大臣政務官
構成員	山田副大臣(制度推進チーム長) 事務次官(制度推進チーム長代理) 官房長、関係局長(総合食料局長、生産局長、 経営局長、農村振興局長、技術会議事務局長、 統計部長)

(2) 制度推進チームの構成員は次のとおりとする。チーム長は、必要に応じて、チームの構成員を追加することができる。

チーム長	山田副大臣
チーム長代理	事務次官
副チーム長(総括)	総括審議官
副チーム長	総合食料局食糧部長
副チーム長	経営局審議官
副チーム長	生産局審議官
主査	総合食料局食糧部計画課長
主査	経営局経営政策課長
主査	生産局農業生産支援課長

(3) 制度推進チームによる検討を円滑に行うため、大臣官房政策課に戸別所得補償制度推進チーム事務局を置く。

3 推進本部の検討事項

推進本部は以下の事項について検討を行うものとする。

- (1) モデル事業の検討を含む戸別所得補償制度の制度設計
- (2) その他戸別所得補償制度の導入に当たり検討が必要な事項